

赤字解消・激変緩和措置計画(茨木市)

都道府県名	保険者番号	保険者名
大阪府	12	茨木市

I. 赤字の発生状況

I-(1) 法定外繰入金の状況

様式5 平成28年度 国民健康保険事業における一般会計繰入金の繰入理由別状況表から転写してください。
 ※網掛けは、大阪府の整理による解消すべき法定外繰入

決算補填等目的のもの						保険者の政策によるもの			小計
保険料(税)の収納不足のため	累積赤字補填のため	医療費の増加	後期高齢者支援金等	公債費等、借入金利息	高額療養費貸付金	保険料(税)の負担緩和を図るため	地方単独の保険料(税)の軽減額	任意給付に充てるため	
① (円)	② (円)	③ (円)	④ (円)	⑤ (円)	⑥ (円)	⑦ (円)	⑧ (円)	⑨ (円)	①~⑨ (円)
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※その他は、理由別に区分けて貼付してください。

決算補填等以外の目的										小計	合計	
保険料(税)の減免額に充てるため	地方単独事業の医療給付費波及増等	保健事業費に充てるため	直営診療施設に充てるため	納税報奨金(納付組織交付金等)	基金積立	返済金	その他	その他	その他			
⑩ (円)	⑪ (円)	⑫ (円)	⑬ (円)	⑭ (円)	⑮ (円)	⑯ (円)	一部負担金の減免額の補填	多子世帯支援奨励金	その他(解消すべきもの)	⑳	⑩~㉑ (円)	㉑=①~㉑ (円)
0	28,139,330	0	0	0	0	0	0	0	0	0	28,139,330	28,139,330

(A) 解消すべき法定外繰入金(国定義) ①~⑨	(千円) 0
(B) 解消すべき法定外繰入金(大阪府定義) ①,③~⑨,⑩,⑭,⑮,⑰~⑲	0

【確認事項】赤字がある場合で、平成30年度予算ベースまでに赤字を解消する見込みの有無。

- 確実に赤字を解消する見込み(赤字解消計画の策定をしない)。
 赤字を解消する見込みが不明または困難(計画を策定する)。

I-(2) 繰上充用金の新規増加額(C)

繰上充用金	平成27年度		平成28年度		(C) 新規増加額
	0	0	0	0	0

H28事業年報の数値に合わせてください。

I-(3) 赤字額

国 定 義	(D)=(A)+(C)	0
大阪府定義	(E)=(B)+(C)	0

I-(4) 赤字の原因

平成28年度決算では、被保険者数の減少等により医療費が伸びず、国民健康保険特別会計において黒字となったため、当初予算時点で計上していた保険料軽減目的の法定外繰入(I-(1)法定外繰入金の状況「保険料(税)の負担緩和を図るため⑦」)を算入しなかったが、平成29年度予算では、一般会計からの法定外繰入を行うことで保険料の負担軽減を行っている。

- 【法定外繰入額】
 ・平成29年度決算:0円
 ・平成30年度決算:0円
 ・令和元年度決算:0円
 ・令和2年度決算:0円
 ・令和3年度決算:0円

II. 赤字の解消計画

II-(1) 赤字解消のための基本方針

保険料軽減目的の一般会計からの法定外繰入について、削減計画に基づき削減し令和6年度に繰入ゼロを目指す。

II-(2) 赤字解消のための具体的取組

保険料軽減目的の一般会計繰入の削減計画について、平成29年度決算見込み一人当たり保険料額から平成30年度標準保険料率による一人当たり保険料額への上昇額から、大阪府における激変緩和措置額と賦課限度額の引き上げによる影響額を差し引いた差額を引き下げるため必要な一般会計繰入額を基準とし、年度ごとに段階的に減少する措置対象割合をかけた繰入額を算入する。(具体的な額については年次計画のとおり。)

【措置対象割合】

平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
90%	75%	60%	45%	30%	15%	0%

II-(3) 赤字解消の年次計画

(総括表 国定義)

※以下の法定外繰入にかかる項目は別紙の内訳を自動集計します

	対象額	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次	最終年次	合計
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
法定外繰入の解消予定額(率)	-	0	0	0	0	0	0	0	0
残額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
繰上充用金の新規増加額	-								0
解消予定額(率)	-								
残額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計 赤字解消予定額(率)	-	0	0	0	0	0	0	0	0
残額	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(総括表 大阪府定義)

※以下の法定外繰入にかかる項目は別紙の内訳を自動集計します

	対象額	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次	最終年次	合計
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
法定外繰入の解消予定額(率)	-	0	0	0	0	0	0	0	0
残額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
繰上充用金の新規増加額	-	0	0	0	0	0	0	0	0
解消予定額(率)	-								
残額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計 赤字解消予定額(率)	-	0	0	0	0	0	0	0	0
残額	0	0	0	0	0	0	0	0	0

Ⅲ. 激変緩和措置計画

Ⅲ-(1)府統一基準に向けた基本方針

●保険料算定における激変緩和計画
 予定収納率で割り戻した納付金額から、赤字解消計画における削減計画に基づいた保険料軽減目的の法定外一般会計繰入と大阪府による激変緩和措置額を差し引いた額について保険料の算定を行い、激変緩和措置期間終了後の令和6年度に標準保険料率による料金算定を行う。

Ⅲ-(2)激変緩和の年次計画

		現状	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次	令和6年度	府統一基準に向けての具体的な進め方または取組
		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
1 保険料・税区分		料	料	料	料	料	料	料	料	
2 保険料率 (医療)	所得割(割合)	0.5(賦課割合)	7.84%(0.56)	7.84%(0.55)	7.84%(0.53)	8.04%(0.53)	8.28%(0.53)	0.5 (ただし削減計画に基づく繰入による調整有)	統一	平成30年度から令和5年度にかけて、保険料の負担緩和を図るための一般会計繰入を算入し保険料率の算定を行うが、段階的に削減し、令和6年度に繰入0とし統一保険料率によるものとする。 なお、具体的な保険料率については、それぞれの算定年度における被保険者の前年所得に基づき本算定を行う。
	均等割(割合)	0.35(賦課割合)	25,989円(0.26)	26,775円(0.27)	26,765円(0.28)	27,734円(0.28)	29,310円(0.28)	0.3 (ただし削減計画に基づく繰入による調整有)	統一	
	平等割(割合)	0.15(賦課割合)	28,579円(0.18)	29,192円(0.18)	29,172円(0.19)	29,847円(0.19)	30,639円(0.19)	0.2 (ただし削減計画に基づく繰入による調整有)	統一	
	賦課限度額	国基準	58万円	61万円	63万円	63万円	65万円	国基準	統一	
2 保険料率 (後期)	所得割(割合)	0.5(賦課割合)	2.62%(0.56)	2.65%(0.55)	2.65%(0.53)	2.67%(0.53)	2.66%(0.53)	0.5 (ただし削減計画に基づく繰入による調整有)	統一	平成30年度から令和5年度にかけて、保険料の負担緩和を図るための一般会計繰入を算入し保険料率の算定を行うが、段階的に削減し、令和6年度に繰入0とし統一保険料率によるものとする。 なお、具体的な保険料率については、それぞれの算定年度における被保険者の前年所得に基づき本算定を行う。
	均等割(割合)	0.35(賦課割合)	8,648円(0.26)	9,098円(0.27)	9,093円(0.28)	9,189円(0.28)	9,260円(0.28)	0.3 (ただし削減計画に基づく繰入による調整有)	統一	
	平等割(割合)	0.15(賦課割合)	9,498円(0.18)	9,892円(0.18)	9,872円(0.19)	9,858円(0.19)	9,500円(0.19)	0.2 (ただし削減計画に基づく繰入による調整有)	統一	
	賦課限度額	国基準	19万円	19万円	19万円	19万円	20万円	国基準	統一	

		現状	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次	令和6年度	府統一基準に向けての具体的な進め方または取組
		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
2 保険料率 (介護)	所得割(割合)	0.5(賦課割合)	2.13%(0.55)	2.13%(0.56)	2.13%(0.55)	2.22%(0.55)	2.31%(0.54)	0.5 (ただし削減計画に基づき繰入による調整有)	統一	平成30年度から令和5年度にかけて、保険料の負担緩和を図るための一般会計繰入を算入し保険料率の算定を行うが、段階的に削減し、令和6年度に繰入0とし統一保険料率によるものとする。 なお、具体的な保険料率については、それぞれの算定年度における被保険者の前年所得に基づき本算定を行う。
	均等割(割合)	0.5(賦課割合)	13,573円(0.45)	13,796円(0.44)	13,561円(0.45)	14,724円(0.45)	15,934円(0.46)	0.5 (ただし削減計画に基づき繰入による調整有)	統一	
	平等割(割合)	0円	0円	0円	0円	0円	0円	統一	統一	
	賦課限度額	国基準	16万円	16万円	17万円	17万円	17万円	国基準	統一	
3 保険料の減免基準		市独自	統一	統一	統一	統一	統一	統一	統一	平成30年度から府統一基準に基づき減免適用を行う。
4 仮算定の有無		無	統一	統一	統一	統一	統一	統一	統一	
5 本算定の時期		6月	統一	統一	統一	統一	統一	統一	統一	
6 納期数		10回	統一	統一	統一	統一	統一	統一	統一	
7 一部負担金の減免基準		市独自	統一	統一	統一	統一	統一	統一	統一	平成30年度から府統一基準に基づき減免適用を行う。

上記のとおり提出します。

令和 5年 1月 26日

大阪府知事 吉村 洋文 様

保険者名	茨木市
代表者名	福岡 洋一

